

標準必須特許ライセンスを巡る動向

～欧州委員会ペーパーの公表～

2018年2月14日 13:30～16:30

講師：弁護士 平山賢太郎氏及び弁護士 石原尚子氏

1. 欧州委員会ペーパー策定の背景

(1) 2011年EU水平的協定ガイドラインの第7章「標準化協定」において、FRAND宣言に関するセーフハーバー基準が示された。同基準によれば、標準化団体は、①SEP保有者に取消不能FRANDライセンス許諾の確約書提出義務を課すこと、②SEP保有者に誠実開示義務を課すこと、③SEP保有者にFRAND条件を充足するか否かの評価義務を課すことが求められている。

(2) 行政処分

【高額ライセンス料の問題】

2007年10月クアルコムに対する調査(高額ロイヤルティ)開始するも2009年11月調査打ち切りがあった。

【差止請求問題】：FRAND宣言した特許権者による支配的地位濫用違反事件

- ①2014年サムスンの確約決定、
- ②同年Motorolaの禁止決定

(3) 司法判断：

- ①2015年7月16日ECJ先行判決Huawei v. ZTE、
FRAND宣言した特許権者による誠実交渉義務(交渉手順)を明らかにした事件。
- ②2017年6月7日英国高等法院Unwired Planet v Huawei
FRAND条件での実施料を明らかにした事件。

(4) 欧州委員会ペーパー

- 2017年4月10日：ロードマップ公表
- 2017年11月29日：ペーパー公表

2. 標準必須特許ライセンスを巡る対立構造

(1) IP EUROPE と Fair Standard Alliance(FSA)

- ①IP EUROPEはEricsson, Nokia, AirbusをコアメンバーとしQualcomm, Interdigitalも参加する発明者側の集団。フリーライダーに対する差止請求を支持。
- ②FSAは自動車メーカー(BMW, Daimler, Hyundai, Tesla, VW, Continental, Telit)及びその他の業界(Apple, Cisco, DELL, HP, Intel, Juniper, Google, Lenovo, Sierra Wireless, Deutsch Telecom Europe)をコアメンバーとする世界各国で様々な事業活動を行う企業連合。どちらかと言えば実施者側の集団。

(2) Use-based License と License for all

- ①Use-based License：使用に応じたロイヤルティ率設定を要求する考え方。
IP EUROPEはこれに賛成、一方FSAはこれに反対。

②License for all：プライチェーンの上流から最終製品まですべての製品をライセンス対象とするべきという考え方。

最終製品に対する単一ライセンスを主張する IP EUROPE はこれに反対、一方 FSA は業界により対応が異なる。

3. 2017年11月29日欧州委員会ペーパーの内容

(1) 透明性の向上

①標準化推進機関 (SDO: Standard Developing Organizations) におけるデータベースの品質向上と利用便宜性向上が必要である。

②ライセンス交渉に役立つ情報手段の開発

(ア) 見直しを実施しより詳細な必須宣言を行うべき

(イ) 標準必須特許であることの必須性について厳しい審査を行うべき

(ウ) 必須性の判定制度を導入するべき

(2) FRAND ライセンス条件の一般原則

①ライセンス原則

・FRAND とは何か？⇒すべてにあてはまる答えはない。

・ライセンス条件は、特許化された技術そのものの経済的価値と関連するべきであり、標準化とは本来別物である。

・FRAND 価値とは、現在の特許化技術のもつ付加価値である。特許化技術と関連しない製品の市場での成功とは関係がない。

・FRAND 価値とは、標準必須特許保有者にとってインセンティブになるべきもの。

・ドラフト版には明示されていたといわれる Use-based 原則は、公表された最終版では削られた。

・ロイヤルティスタッキングを回避するために、合理的なロイヤルティの累計総額を検討すべき。

②効率化と非差別

・同じ状況にあるライセンシーを FRAND のライセンス条件として差別してはならない。

・片務的ライセンスよりもクロスライセンスの方が、国別ライセンスより全世界ライセンスの方が、効率は良いと考えられる。

③標準必須特許ライセンスを促進するためのパテントプール及びライセンシングプラットフォーム

・EU競争法違反とならない限り、パテントプールやライセンシングプラットフォームは推進されるべき。このことは、とりわけ特許実施者となる IoT 産業や中小企業にとっては重要になるだろう。

④FRAND に関連する情報と経験の活用と進化

・関連情報と経験蓄積の活用が大切である。

(3) 権利行使

①差止請求

・差止請求については Huawei v. ZTE 判決をベースにしている。

・FRAND 条件のライセンスオファー⇒カウンターオファー⇒担保提供

②比較衡量

・差止請求の影響及びその及ぶ範囲が大きいことから、その利用については適切な対応が検討されるべき

③特許ポートフォリオに基づく訴訟

・特許権者としては必須特許のみ FRAND ライセンスし、非必須特許のライセンス強要はしない。

・実施者としては必要となる必須特許はすべてライセンスを得ることを前提に誠実に交渉するべき

④ADR

・紛争に ADR を利用することも一法であるが、欧州統一特許裁判所の活用も検討するべき。

・ADR の非公開性と FRAND の目指す透明性とは矛盾が生じるおそれがある。

⑤Patent Assertion Entities (PAE。パテントトロールともいう) と標準必須特許

・標準必須特許の分野においても PAE の活動が懸念されている。

⑥SDO 及び標準必須特許保有者の認識向上

(4) オープンソースと標準

・公開かつ協同的と言う点で親和性がある。

・知財の取扱、維持については考え方が異なる

4. 日本企業への影響・今後の展望

(1) 欧州委員会ペーパーは法的拘束力を有しない。しかし欧州における日本企業の事業活動に影響を及ぼす。すなわち、標準必須特許に関する透明性とライセンス交渉における規律である。

(2) 世界各国における事業活動では各国の規律に注意する必要がある。

①日本：

(ア) サムスン・アップル事件知財高裁判決、

(イ) 公取委知財ガイドライン、

(ウ) 特許庁標準必須特許ライセンスガイドライン (2018 年春予定)

②欧州：

(ア) サムスン事件、モトローラ事件、

(イ) Huawei v. ZTE 事件、Unwired v. Huawei 事件、

(ウ) 欧州委員会ペーパー

③米国：

(ア) IEEE における争い (差止訴訟制限)

(イ) ANSI における争い (部品向けライセンス強制)

(3) 特許庁の必須特許ライセンスガイドラインとともに、必須性判定制度の創設についても留意するべきであろう。

以上